

## 規制シート(様式)

170197100600001

平成28年12月16日

規制の名称	開発区域及び指定海域における行為の届出	所管府省	農林水産省
根拠法令等	海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第9条第1項及び第2項並びに第12条第1項及び第2項	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水産庁漁政部企画課長 中 裕伸
規制目的	沿岸海域等における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置を定めることにより、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資すること。		
規制内容の概要	<p>・ 開発区域(自然的条件に関する一定の基準に適合する区域で、水産動植物の増養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当と認められる海域)内において、海底の掘削等の水産動植物の増養殖の推進による漁業生産の増大に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。また、都道府県知事は、開発計画(水産動植物の増養殖を推進して漁業生産の増大を図るため特に必要があると認めるときに、増養殖を推進しようとする水産動植物の種類等を定めた計画)を定めた場合において、当該開発計画の達成を図るため必要があると認めるときは、開発区域内において海底の掘削等の行為をし、又はしようとする者に対して、必要な勧告をすることができる。【第9条第1項及び第2項】</p> <p>・ 指定海域(開発区域以外の海域で、自然的条件が優れているため漁場としての効用が高く、漁業生産において重要な地位を占める海域)において、石油の掘削等の漁場としての効用を著しく低下又は喪失させるおそれがある行為をしようとする者は、都道府県知事又は農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。また、都道府県知事又は農林水産大臣は、当該指定海域の漁場としての効用を保全するため必要があると認めるときは、当該指定海域において石油の掘削等をし、又はしようとする者に対して、必要な勧告をすることができる。【第12条第1項及び第2項】</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	開発区域及び指定海域は漁業生産において重要な海域であるので、漁業生産の増大を図り、水産物の安定的な供給を図るためには、都道府県知事又は農林水産大臣が、その漁業生産の増大に支障を及ぼすおそれのある行為について把握し、必要があると認める場合は勧告をすることとされているが、本規制は許可制のような強い規制ではなくより緩やかな手段である届出制であり、目的に対して最小限の規制であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		